令和４年５月３１日（火）

報道関係資料

１　福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について
　（令和４年４月分）

２　令和４年度全国安全週間の実施について
　～安全は　急がず焦らず怠らず～

３　福岡労働局のイベント等予定・トピックス
（１）人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」の創設について
（２）令和４年度の年度更新期間について
（３）改正育児・介護休業法等説明会/業務改善助成金説明会のご案内

４　新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組み（令和４年５月時点）

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和４年５月 31 日
【照会先】職業安定部 職業安定課
課　長　　伊藤　欣文
地方労働市場情報官　木田　雄一
（直通電話）092（434）9801

雇用失業情勢（令和４年４月分）について

概　要

■　**現下の雇用失業情勢は、求人の改善傾向は続いているものの、一部に厳しさも見られ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注視する必要がある。**

- **有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は１．０９倍で、前月を０．０１ポイント上回った。**
  有効求人数（季節調整値）は前月に比べ１．３％増加した。
  有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．１％増加した。
- **新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は２．００倍で、前月を０．０５ポイント上回った。**
  新規求人数（季節調整値）は前月に比べ３．０％増加した。
  新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．４％増加した。
- **新規求人数（原数値）は対前年同月比９．９％増と、１４か月連続で増加した。**
- **新規求職者数（原数値）は対前年同月比１．５％減と、６か月ぶりに減少した。**

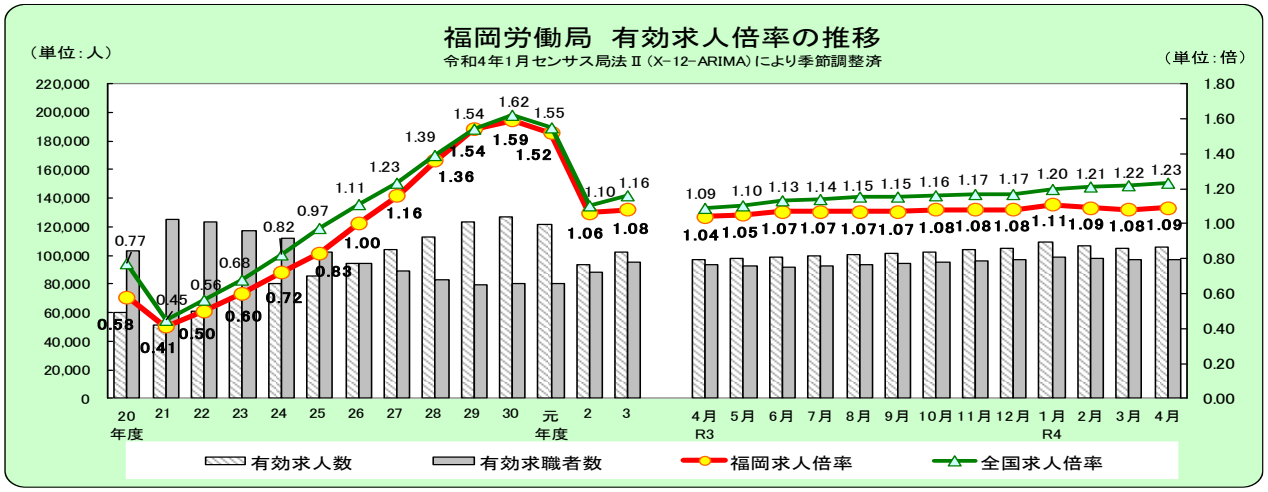

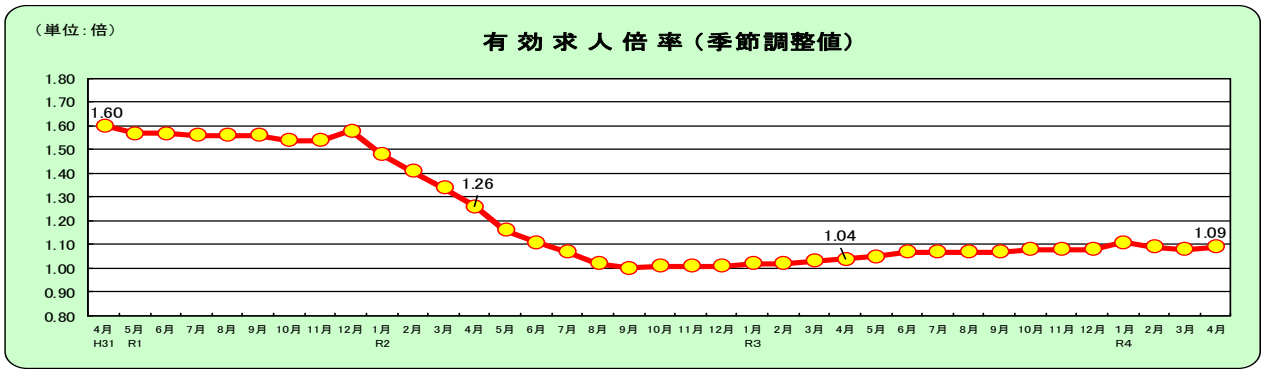

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	1.09											
3年度	1.04	1.05	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08
2年度	1.26	1.16	1.11	1.07	1.02	1.00	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03

1.数値は季節調整値である。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

注）本公表資料おける有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、本局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。
注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

１　新規求人数の動向（原数値）【表１、表２、表６】

○　新規求人数は３７，４５６人で対前年同月比９．９％増と１４か月連続で前年同月を上回った。

○　産業別（対前年同月比）にみると、増加した業種は、建設業が１６か月連続、製造業が１５か月連続、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）が１４か月連続、卸売業・小売業が６か月連続、宿泊・飲食サービス業が２か月連続、生活関連サービス業・娯楽業、学術研究・専門・技術サービス業、運輸業・郵便業が２か月ぶりの増加となった。

　減少した業種では、不動産業・物品賃貸業が７か月ぶり、情報通信業が６か月ぶり、金融業・保険業が２か月連続の減少となった。

○　事業所規模別（前年同月比）にみると、１００人～２９９人規模では減少したものの、１００人未満の事業所や３００人以上の事業所からの求人が増加した。（P６）

産業別新規求人数（対前年同月比）

○　建設業	（　2.9　％）	○　製造業	（　23.7　％）
○　情報通信業	（▲ 21.8　％）	○　運輸業、郵便業	（　13.5　％）
○　卸売業、小売業	（　6.7　％）	○　金融業、保険業	（▲ 8.9　％）
○　不動産業、物品賃貸業	（▲ 12.5　％）	○　学術研究、専門技術サービス業	（　10.5　％）
○　宿泊業、飲食サービス業	（　36.9　％）	○　生活関連サービス業、娯楽業	（　15.8　％）
○　医療、福祉	（　12.8　％）	○　サービス業（他に分類されないもの）	（　5.4　％）

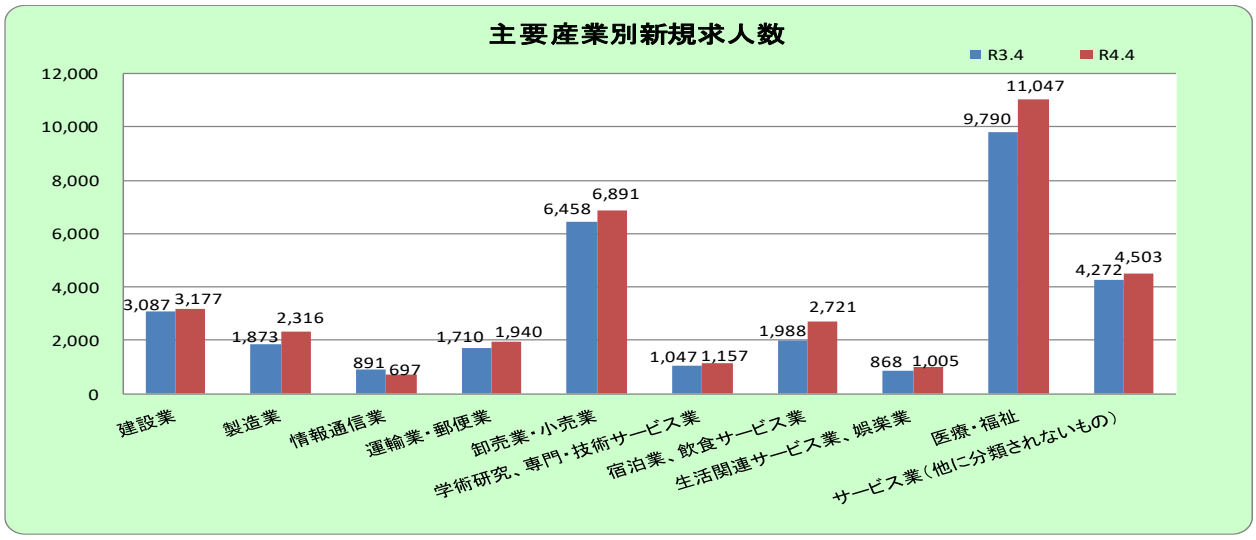

≪参考≫■新規求人数（季節調整値）の推移

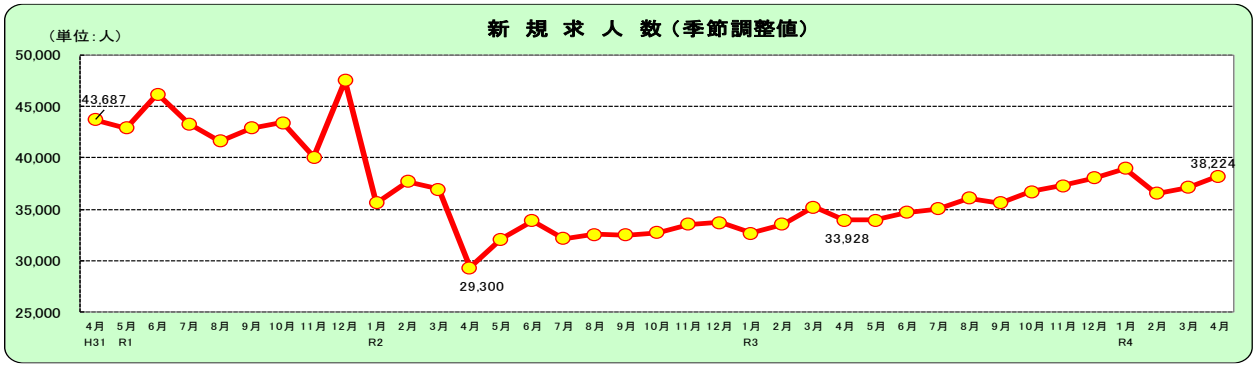

新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	38,224											
3年度	33,928	33,966	34,713	35,023	36,079	35,615	36,711	37,284	38,036	38,992	36,519	37,098
2年度	29,300	32,093	33,866	32,122	32,570	32,517	32,737	33,543	33,690	32,683	33,522	35,185

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和3年12月以前の数値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改定。

２　新規求職者の動向（原数値）【表１、表３、表４、表６】

○　新規求職者（パートを含む）は２６，０３５人で、対前年同月比１．５％減と、６か月ぶりに前年同月を下回った。

なお、男性求職者は対前年同月比１．０％、女性求職者は同２．０％それぞれ減少した。

また、年齢別では３０歳を超える年齢層で前年同月を下回った。（Ｐ７）

○　新規常用求職者（パートを含む）の就業・不就業の状態別をみると、離職者は対前年同月比３．８％減（３か月連続）、うち事業主都合は同１２．０％減（１２か月連続）、自己都合は同１．６％増（２か月ぶり）となり、在職者は同６．８％増（１５か月連続）、無業者は同１．６％増（７か月連続）となった。

新規常用求職者の推移（パートを含む）

	求職者数（合計）	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者		離職者						無業者	
				前年同月比		前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比		前年同月比
30年度計	230,213	▲ 1.9	60,478	▲ 5.4	147,521	0.6	35,849	4.4	103,075	▲ 1.0	22,214	▲ 7.8
元年度計	223,840	▲ 2.8	56,119	▲ 7.2	148,010	0.3	36,306	1.3	103,007	▲ 0.1	19,711	▲ 11.3
2年度計	215,439	▲ 3.8	49,867	▲ 11.1	148,683	0.5	43,408	19.6	97,005	▲ 5.8	16,889	▲ 14.3
3年度計	221,747	2.9	57,762	15.8	144,686	▲ 2.7	35,214	▲ 18.9	99,796	2.9	19,299	14.3
3年　4月	26,362	15.7	4,202	29.6	20,096	9.2	6,645	2.8	11,645	10.5	2,064	79.5
5月	16,680	▲ 3.3	3,622	18.0	11,682	▲ 11.4	2,963	▲ 33.1	7,973	▲ 1.3	1,376	39.1
6月	17,865	▲ 9.7	4,358	4.4	11,718	▲ 16.2	2,810	▲ 35.1	8,263	▲ 8.3	1,789	9.8
7月	17,225	▲ 3.6	4,426	12.1	11,384	▲ 8.8	2,835	▲ 29.9	7,832	0.3	1,415	▲ 2.3
8月	17,182	5.9	4,754	26.6	11,015	0.5	2,504	▲ 19.5	7,737	6.2	1,413	▲ 6.4
9月	17,808	4.7	4,724	22.5	11,584	▲ 0.5	2,524	▲ 23.8	8,337	7.8	1,500	▲ 0.3
10月	18,668	▲ 2.2	4,603	10.0	12,386	▲ 6.9	3,012	▲ 23.4	8,575	▲ 0.6	1,679	5.6
11月	16,272	8.9	4,374	23.2	10,440	2.6	2,391	▲ 9.7	7,381	5.4	1,458	18.9
12月	14,301	6.6	4,378	20.0	8,769	0.0	2,042	▲ 11.5	6,215	3.9	1,154	15.2
4年　1月	20,323	12.3	6,081	21.9	12,694	7.0	2,753	▲ 8.2	9,139	11.1	1,548	24.0
2月	18,310	0.0	6,035	6.0	10,701	▲ 4.2	2,203	▲ 20.7	7,806	0.6	1,574	9.2
3月	20,751	0.5	6,205	7.9	12,217	▲ 4.2	2,532	▲ 17.1	8,893	▲ 0.5	2,329	8.4
4月	25,912	▲ 1.7	4,489	6.8	19,325	▲ 3.8	5,847	▲ 12.0	11,834	1.6	2,098	1.6

《参考》■新規求職者数（季節調整値）の推移

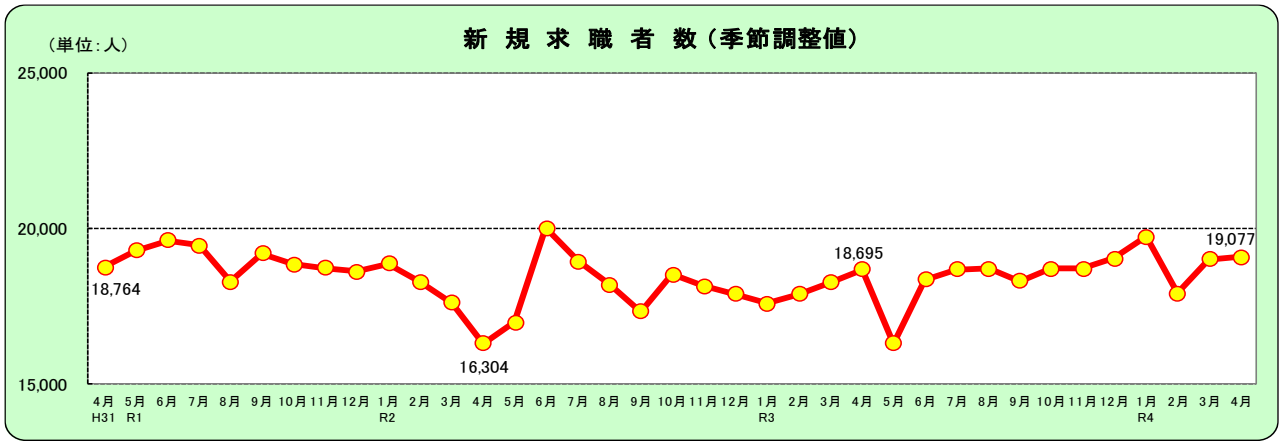

新規求職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	19,077											
3年度	18,695	16,316	18,373	18,688	18,713	18,305	18,713	18,709	19,033	19,747	17,917	19,007
2年度	16,304	16,987	20,028	18,950	18,197	17,327	18,537	18,153	17,893	17,598	17,895	18,270

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。※季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12－ARIMA）。令和3年12月以前の数値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改定。

３ 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○　正社員有効求人倍率は０．７９倍となり、前年同月を０．０５ポイント上回った。

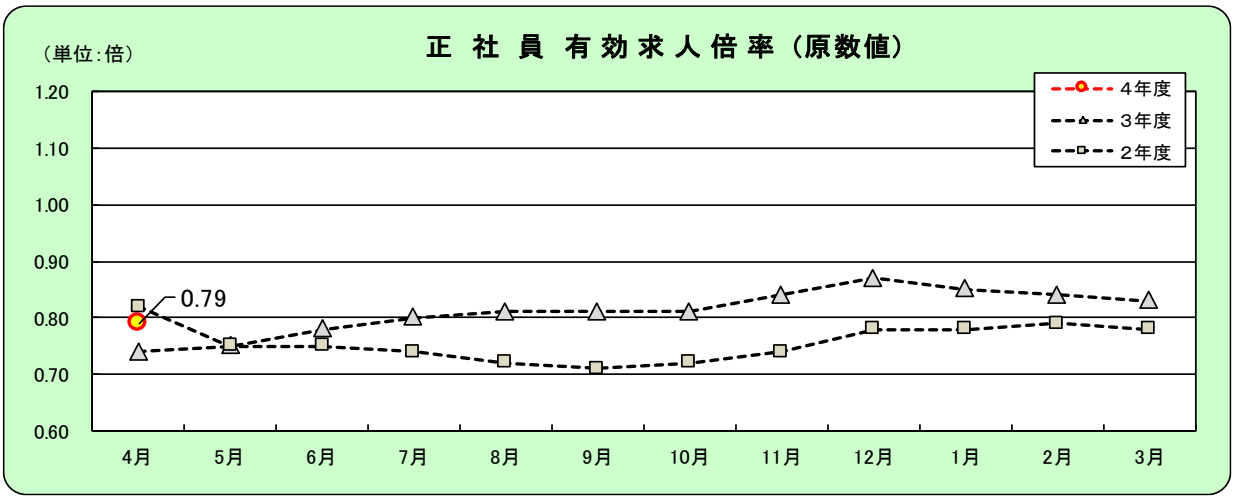

正社員 有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年度	0.79											
3年度	0.74	0.75	0.78	0.80	0.81	0.81	0.81	0.84	0.87	0.85	0.84	0.83
2年度	0.82	0.75	0.75	0.74	0.72	0.71	0.72	0.74	0.78	0.78	0.79	0.78

数値は原数値である。

注）　正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

４ 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表６】

○　有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は０．９９倍で０．０２ポイント、北九州地域は１．０３倍で０．０４ポイント、筑豊地域は１．１０倍で０．１２ポイント、筑後地域は１．２１倍で０．１７ポイントそれぞれ前年同月を上回った。

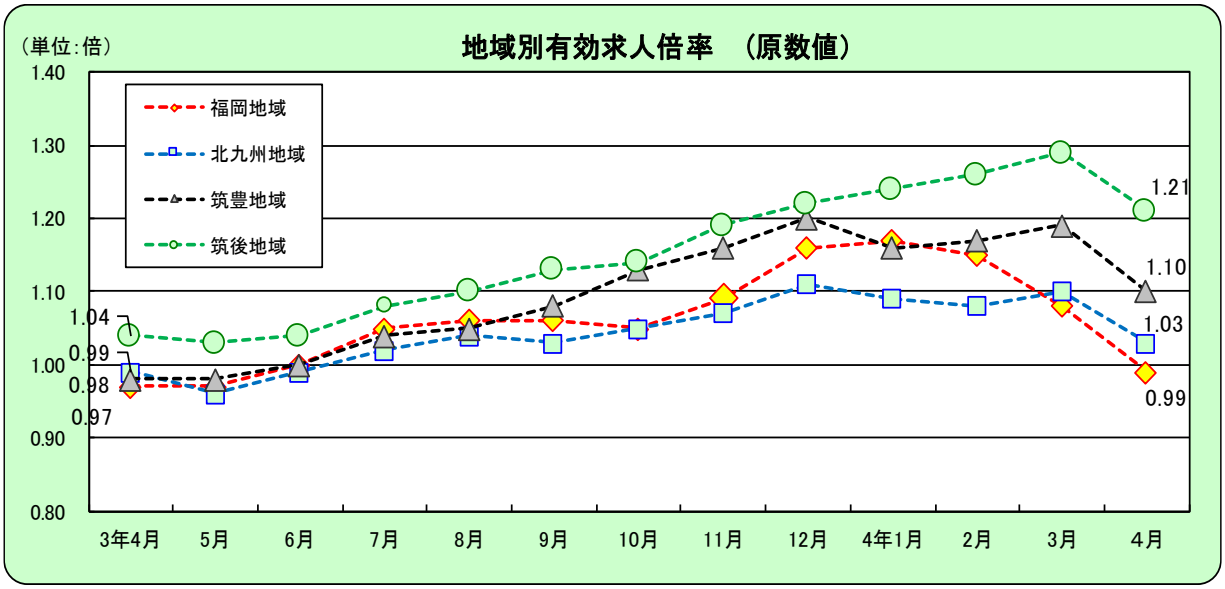

地域別 有効求人倍率	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月
福岡地域	0.97	0.97	1.00	1.05	1.06	1.06	1.05	1.09	1.16	1.17	1.15	1.08	0.99
北九州地域	0.99	0.96	0.99	1.02	1.04	1.03	1.05	1.07	1.11	1.09	1.08	1.10	1.03
筑豊地域	0.98	0.98	1.00	1.04	1.05	1.08	1.13	1.16	1.20	1.16	1.17	1.19	1.10
筑後地域	1.04	1.03	1.04	1.08	1.10	1.13	1.14	1.19	1.22	1.24	1.26	1.29	1.21

数値は原数値である。

表１　一般職業紹介状況

令和4年4月

		4年 4月	4年 3月	3年 4月	対前月 増減率、差 （%、ポイント）	原数値 対前年同月 増減率、差 （%、ポイント）	季節調整値 対前月 増減率、差 （%、ポイント）
全数	1　月間有効求職者数（人）	97,091 103,033	97,036 98,026	93,166 99,719	5.1	3.3	0.1
	2　新規求職申込件数（件）	19,077 26,035	19,007 20,851	18,695 26,442	24.9	-1.5	0.4
	3　月間有効求人数　（人）	106,075 107,666	104,704 110,327	96,830 98,544	-2.4	9.3	1.3
	4　新規求人数　（人）	38,224 37,456	37,098 39,929	33,928 34,070	-6.2	9.9	3.0
	5　就職件数　（件）	4,746	5,758	5,379	-17.6	-11.8	—
	6　有効求人倍率（受理地別・季調値）（倍）	1.09	1.08	1.04	—	—	0.01
	7　新規求人倍率（受理地別・季調値）（倍）	2.00	1.95	1.81	—	—	0.05
一般	1　月間有効求職者数（人）	63,866	62,401	62,860	2.3	1.6	
	2　新規求職申込件数（件）	15,762	13,447	15,908	17.2	-0.9	
	3　月間有効求人数　（人）	64,838	67,031	59,854	-3.3	8.3	
	4　新規求人数　（人）	22,260	24,052	20,579	-7.5	8.2	
	5　就職件数　（件）	2,710	3,449	3,025	-21.4	-10.4	
	6　有効求人倍率（受理地別）（倍）	1.02	1.07	0.95	-0.05	0.07	
	7　新規求人倍率（受理地別）（倍）	1.41	1.79	1.29	-0.38	0.12	
パート	1　月間有効求職者数（人）	39,167	35,625	36,859	9.9	6.3	
	2　新規求職申込件数（件）	10,273	7,404	10,534	38.7	-2.5	
	3　月間有効求人数　（人）	42,828	43,296	38,690	-1.1	10.7	
	4　新規求人数　（人）	15,196	15,877	13,491	-4.3	12.6	
	5　就職件数　（件）	2,036	2,309	2,354	-11.8	-13.5	
	6　有効求人倍率（受理地別）（倍）	1.09	1.22	1.05	-0.13	0.04	
	7　新規求人倍率（受理地別）（倍）	1.48	2.14	1.28	-0.66	0.20	

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む原数値。
ただし「全数」１～４欄上段及び６、７欄は季節調整値。
季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。（令和４年２月改定済み）

表２　産業別、規模別一般新規求人状況

令和4年4月

	全　数	パート除く	パートタイム	対前年増減率（%） 全　数	パート除く	パートタイム
合　計	37,456	22,260	15,196	9.9	8.2	12.6
A、B　農林漁業	152	75	77	10.9	38.9	-7.2
C　鉱業、採石業、砂利採取業	10	10	0	25.0	66.7	-100.0
（052　石炭・亜炭鉱業）	0	0	0	----	----	----
D　建設業	3,177	2,891	286	2.9	1.7	17.2
（06　総合工事業）	1,542	1,358	184	-2.6	-3.8	7.0
E　製造業	2,316	1,720	596	23.7	23.6	23.9
09　食料品製造業	591	299	292	38.1	34.1	42.4
10　飲料・たばこ・飼料製造業	55	37	18	19.6	12.1	38.5
11　繊維工業	61	37	24	38.6	117.6	-11.1
12　木材・木製品製造業	54	43	11	68.8	53.6	175.0
13　家具・装備品製造業	51	32	19	0.0	-27.3	171.4
14　パルプ・紙・紙加工品製造業	36	24	12	-14.3	-22.6	9.1
15　印刷・同関連業	62	48	14	26.5	23.1	40.0
16　化学工業	75	68	7	7.1	19.3	-46.2
17　石油製品・石炭製品製造業	6	5	1	100.0	100.0	0.0
18　プラスチック製品製造業	87	72	15	-10.3	0.0	-40.0
19　ゴム製品製造業	8	7	1	-42.9	-36.4	-66.7
21　窯業・土石製品製造業	144	130	14	23.1	17.1	133.3
22　鉄鋼業	76	73	3	16.9	17.7	0.0
23　非鉄金属製造業	14	9	5	250.0	125.0	----
24　金属製品製造業	276	244	32	-3.2	-0.4	-20.0
25　はん用機械器具製造業	146	134	12	13.2	14.5	0.0
26　生産用機械器具製造業	116	81	35	39.8	15.7	169.2
27　業務用機械器具製造業	35	33	2	75.0	106.3	-50.0
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業	13	11	2	-60.6	-50.0	-81.8
29　電気機械器具製造業	194	143	51	51.6	90.7	-3.8
30　情報通信機械器具製造業	10	9	1	900.0	800.0	----
28,30　ハードウエア製造関係	23	20	3	-32.4	-13.0	-72.7
31　輸送用機械器具製造業	185	163	22	79.6	83.1	57.1
（311　自動車・同附属品）	154	137	17	123.2	124.6	112.5
（313　船舶製造・修理業、舶用機関）	15	14	1	-25.0	-26.3	0.0
（273,274,275,323　精密機械器具等）	34	32	2	70.0	100.0	-50.0
（275　光学機械器具・レンズ）	0	0	0	----	----	----
（323　時計・同部分品）	0	0	0	----	----	----
20,32　その他の製造業	21	18	3	-27.6	-21.7	-50.0
F　電気・ガス・熱供給・　水道業	25	22	3	-13.8	-8.3	-40.0
G　情報通信業	697	621	76	-21.8	-22.0	-20.0
（39　情報サービス業）	597	549	48	-18.6	-16.2	-38.5
H　運輸業、郵便業	1,940	1,447	493	13.5	5.4	46.3
I　卸売業、小売業	6,891	3,368	3,523	6.7	9.3	4.4
（50～55　卸売業）	1,371	858	513	15.3	17.7	11.5
（56～61　小売業）	5,520	2,510	3,010	4.8	6.7	3.2
（56　各種商品小売業）	702	31	671	-30.1	6.9	-31.2
J　金融業、保険業	144	93	51	-8.9	-7.9	-10.5
K　不動産業、物品賃貸業	643	426	217	-12.5	-4.3	-25.2
（70　物品賃貸業）	209	158	51	2.5	9.7	-15.0
L　学術研究、専門・技術サービス業	1,157	759	398	10.5	5.3	22.1
（73　広告業）	70	49	21	32.1	44.1	10.5
M　宿泊業、飲食サービス業	2,721	1,166	1,555	36.9	36.1	37.5
（75　宿泊業）	196	49	147	32.4	-22.2	72.9
（76　飲食店）	2,261	1,093	1,168	35.3	39.2	31.8
N　生活関連サービス業、娯楽業	1,005	473	532	15.8	4.0	28.8
O　教育、学習支援業	710	244	466	1.3	-19.2	16.8
P　医療、福祉	11,047	6,267	4,780	12.8	12.2	13.8
（83　医療業）	4,367	2,736	1,631	13.1	10.2	18.3
（85　社会保険・社会福祉・介護事業）	6,636	3,510	3,126	13.1	14.1	12.0
Q　複合サービス事業	80	46	34	-25.9	2.2	-46.0
R　サービス業（他に分類されないもの）	4,503	2,547	1,956	5.4	5.2	5.6
S、T　公務・その他	238	85	153	13.3	13.3	13.3
事業所規模　4人以下	6,404	3,697	2,707	1.6	3.1	-0.4
事業所規模　5～29	19,464	11,311	8,153	14.3	7.0	26.2
事業所規模　30～99	7,822	5,024	2,798	9.9	15.7	0.8
事業所規模　100～299	2,718	1,666	1,052	-3.8	5.6	-15.7
事業所規模　300～499	470	319	151	25.7	16.4	51.0
事業所規模　500～999	374	151	223	49.6	2.7	116.5
事業所規模　1000人以上	204	92	112	22.2	15.0	28.7

表３　一般求職者内訳

		4年4月	4年3月	3年4月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求職者		※　26,035	※　20,851	※　26,442	-1.5
	男	11,058	8,996	11,171	-1.0
	女	14,952	11,828	15,260	-2.0
	うち受給者	9,323	5,613	10,104	-7.7
有効求職者		※　103,033	※　98,026	※　99,719	3.3
	男	46,563	44,218	43,618	6.8
	女	56,338	53,678	56,000	0.6
	うち受給者	38,262	37,234	43,151	-11.3

※　求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表４　年齢別常用新規・有効の求職状況

		4年4月	4年3月	3年4月	対前年同月増減率（%、ポイント）
新規求人		34,239	35,953	29,913	14.5
新規求職		25,912	20,751	26,362	-1.7
	２９歳以下	5,080	4,431	5,073	0.1
	３０～４４歳	6,581	5,750	6,818	-3.5
	４５～５４歳	4,514	4,037	4,597	-1.8
	５５歳以上	9,737	6,533	9,874	-1.4
新規求人倍率（受理地別）		1.32	1.73	1.13	0.19
有効求人		96,202	96,369	85,699	12.3
有効求職		102,651	97,686	99,430	3.2
	２９歳以下	19,617	18,788	18,606	5.4
	３０～４４歳	28,507	27,924	28,339	0.6
	４５～５４歳	20,704	20,481	20,291	2.0
	５５歳以上	33,823	30,493	32,194	5.1
有効求人倍率（受理地別）		0.94	0.99	0.86	0.08

（注）新規学卒を除きパートタイムを含む。（原数値）

表5 雇用形態別常用職業紹介状況

令和4年4月

		4年4月	4年3月	3年4月	対前年同月増減率（%、ポイント）
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 （人）	63,737	62,271	62,766	1.5
	2 新規求職申込件数 （件）	15,724	13,407	15,888	-1.0
	3 月間有効求人数 （人）	60,893	62,324	56,353	8.1
	4 新規求人数 （人）	21,114	22,615	19,475	8.4
	5 就職件数 （件）	2,595	3,261	2,886	-10.1
	6 充足数 （件）	2,661	3,412	2,980	-10.7
	7 有効求人倍率（受理地別）(3/1)(倍)	0.96	1.00	0.90	0.06
	8 新規求人倍率（受理地別）(4/2)(倍)	1.34	1.69	1.23	0.11
	9 就職率（5/2×100）（%）	16.5	24.3	18.2	-1.7
	10 充足率（6/4×100）（%）	12.6	15.1	15.3	-2.7
正社員	11 月間有効求人数 （人）	50,064	51,381	46,571	7.5
	12 新規求人数 （人）	17,276	18,349	16,212	6.6
	13 就職件数 （件）	2,108	2,538	2,346	-10.1
	14 充足数 （件）	2,147	2,647	2,389	-10.1
	15 有効求人倍率（受理地別）(11/1)(倍)	0.79	0.83	0.74	0.05
	16 充足率（14/12×100)(%)	12.4	14.4	14.7	-2.3
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数（人）	38,914	35,415	36,664	6.1
	18 新規求職申込件数 （件）	10,188	7,344	10,474	-2.7
	19 月間有効求人数 （人）	35,309	34,045	29,346	20.3
	20 新規求人数 （人）	13,125	13,338	10,438	25.7
	21 就職件数 （件）	1,821	2,030	2,088	-12.8
	22 充足数 （件）	1,955	2,160	2,233	-12.4
	23 有効求人倍率（受理地別）(19/17)(倍)	0.91	0.96	0.80	0.11
	24 新規求人倍率（受理地別）(20/18)(倍)	1.29	1.82	1.00	0.29
	25 就職率（21/18×100）(%)	17.9	27.6	19.9	-2.0
	26 充足率（22/20×100）(%)	14.9	16.2	21.4	-6.5

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6　雇用失業情勢主要指標（福岡県）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和３年度												令和４年度
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
有効求人倍率（受理地別）	全国	1.62	1.55	1.10	1.16	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23
		0.08	▲ 0.07	▲ 0.45	0.06	▲ 0.01	0.01	0.03	0.01	0.01	0.00	0.01	0.01	0.00	0.03	0.01	0.01	0.01
	福岡県	1.59	1.52	1.06	1.08	1.04	1.05	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08	1.09
		0.05	▲ 0.07	▲ 0.46	0.02	0.01	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.03	▲ 0.02	▲ 0.01	0.01
	福岡	1.75	1.67	1.08	1.07	0.97	0.97	1.00	1.05	1.06	1.06	1.05	1.09	1.16	1.17	1.15	1.08	0.99
		0.05	▲ 0.08	▲ 0.59	▲ 0.01	▲ 0.32	▲ 0.16	▲ 0.09	▲ 0.05	0.00	0.05	0.04	0.08	0.11	0.11	0.08	0.04	0.02
	北九州	1.44	1.37	1.00	1.04	0.99	0.96	0.99	1.02	1.04	1.03	1.05	1.07	1.11	1.09	1.08	1.10	1.03
		0.04	▲ 0.07	▲ 0.37	0.04	▲ 0.08	0.00	0.04	0.08	0.12	0.10	0.10	0.05	0.04	0.01	0.00	0.01	0.04
	筑豊	1.28	1.26	1.04	1.09	0.98	0.98	1.00	1.04	1.05	1.08	1.13	1.16	1.20	1.16	1.17	1.19	1.10
		0.03	▲ 0.02	▲ 0.22	0.05	▲ 0.04	▲ 0.04	0.00	0.03	0.08	0.09	0.14	0.13	0.10	0.06	0.03	0.07	0.02
	筑後	1.48	1.42	1.09	1.15	1.04	1.03	1.04	1.08	1.10	1.13	1.14	1.19	1.22	1.24	1.26	1.29	1.21
		0.05	▲ 0.06	▲ 0.33	0.06	▲ 0.13	▲ 0.03	0.01	0.05	0.05	0.07	0.05	0.08	0.07	0.14	0.15	0.16	0.17
新規求人倍率（受理地別）	全国	2.42	2.35	1.90	2.08	1.90	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19
		0.13	▲ 0.07	▲ 0.45	0.18	▲ 0.07	0.25	▲ 0.05	▲ 0.07	▲ 0.03	0.05	▲ 0.02	0.05	0.11	▲ 0.03	0.05	▲ 0.05	0.03
	福岡県	2.31	2.23	1.82	1.94	1.81	2.08	1.89	1.87	1.93	1.95	1.96	1.99	2.00	1.97	2.04	1.95	2.00
		0.09	▲ 0.08	▲ 0.41	0.12	▲ 0.12	0.27	▲ 0.19	▲ 0.02	0.06	0.02	0.01	0.03	0.01	▲ 0.03	0.07	▲ 0.09	0.05
有効求人数		127,341	121,931	93,284	102,173	98,544	96,017	97,269	97,105	99,062	100,686	102,472	104,284	104,827	107,492	107,990	110,327	107,666
		3.5	▲ 4.2	▲ 23.5	9.5	▲0.6	7.5	8.0	6.3	9.0	11.5	9.2	11.6	12.8	16.0	13.3	10.0	9.3
新規求人数		533,135	499,861	394,204	432,818	34,070	31,600	36,695	34,334	33,540	35,959	38,093	35,820	36,402	39,448	36,928	39,929	37,456
		2.4	▲ 6.2	▲ 13.8	9.8	16.0	4.2	4.2	6.7	11.8	8.8	7.4	14.8	13.7	18.5	7.9	5.5	9.9
有効求職者数		79,988	80,140	88,133	94,982	99,719	98,293	96,744	92,604	93,485	94,382	95,812	94,320	90,362	92,266	93,770	98,026	103,033
		0.2	0.2	10.0	7.8	20.3	17.9	11.8	6.0	5.1	4.3	2.7	4.0	4.5	7.0	6.7	4.9	3.3
新規求職者数		230,614	224,296	216,236	222,581	26,442	16,750	17,925	17,281	17,229	17,876	18,726	16,350	14,360	20,410	18,381	20,851	26,035
		▲ 1.9	▲ 2.7	▲ 3.6	2.9	15.4	▲ 3.3	▲ 9.7	▲ 3.7	5.8	4.8	▲ 2.2	9.0	6.6	12.4	0.1	0.7	▲ 1.5
就職件数		70,952	64,443	53,164	54,330	5,379	4,597	4,981	4,232	3,828	4,448	4,514	4,503	3,932	3,701	4,457	5,758	4,746
		▲ 6.5	▲ 9.2	▲ 17.5	2.3	26.8	29.6	4.8	▲ 9.4	▲ 2.3	1.9	▲ 7.2	5.7	▲ 2.0	2.6	▲ 1.3	▲ 10.2	▲ 11.8
雇用保険適用事業所数		92,177	92,993	94,731	96,818	95,922	96,258	96,546	96,786	96,849	96,490	96,723	96,917	97,031	97,189	97,446	97,655	97,869
		1.0	0.9	1.9	2.2	2.3	2.3	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.2	2.1	2.0
雇用保険被保険者数		1,720,331	1,749,147	1,769,489	1,774,518	1,763,528	1,779,985	1,783,085	1,781,722	1,779,145	1,777,909	1,774,524	1,776,581	1,776,594	1,769,029	1,765,332	1,766,784	1,760,236
		1.5	1.7	1.2	0.3	1.1	1.0	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.0	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2
資格取得者数		377,389	378,074	344,650	339,546	49,843	42,007	33,397	24,839	23,255	23,236	25,626	23,893	21,228	22,482	22,031	27,709	51,632
		▲ 1.7	0.2	▲ 8.8	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 8.2	▲ 2.1	▲ 4.9	2.5	▲ 1.4	▲ 2.1	6.6	▲ 6.3	4.1	▲ 1.2	6.4	3.6
資格喪失者数		354,057	353,251	330,242	335,828	56,379	25,879	25,422	25,489	25,836	24,958	28,051	22,114	20,155	29,681	25,261	26,603	58,677
		3.5	▲ 0.2	▲ 6.5	1.7	▲ 7.2	▲ 8.7	2.3	▲ 1.2	12.2	4.3	▲ 2.5	8.5	5.1	9.4	15.9	1.3	4.1
受給者実人員（一般）		19,162	19,517	22,673	21,336	21,320	20,945	23,287	23,881	24,462	22,867	21,369	21,132	20,165	19,443	18,633	18,529	18,052
		0.8	1.9	16.2	▲ 5.9	24.7	10.8	▲ 1.7	▲ 4.2	▲ 7.8	▲ 13.1	▲ 16.1	▲ 8.8	▲ 8.3	▲ 7.3	▲ 11.7	▲ 15.4	▲ 15.3
完全失業率	全国	2.4	2.3	2.9	2.8	2.8	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	※
	九州ブロック（福岡県）	－	－	－	－	3.2(3.2)			2.9(3.1)			2.6(2.7)			3.0(※)			

（注）1.　求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値（令和4年2月改定）。完全失業率(全国)は季節調整値。※は公表翌月に記載。
2.　　は、前月比は、前月比。
3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。
4. 年度計の有効求人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。
5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

（別紙）

九州・沖縄地域の雇用失業情勢
（令和４年４月分）

○有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は１．１８倍となり、前月を０．０１ポイント上回った。

・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ１．８％増と３か月ぶりに増加した。

・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．５％増と３か月ぶりに増加した。

○新規求人倍率（受理地別・季節調整値）は２．０２倍となり、前月を０．０６ポイント上回った。

・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ３．１％増と２か月連続で増加した。

・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ０．３％減と２か月ぶりに減少した。

○新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ１０．１％増加した。

○新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ３．１％減少した。

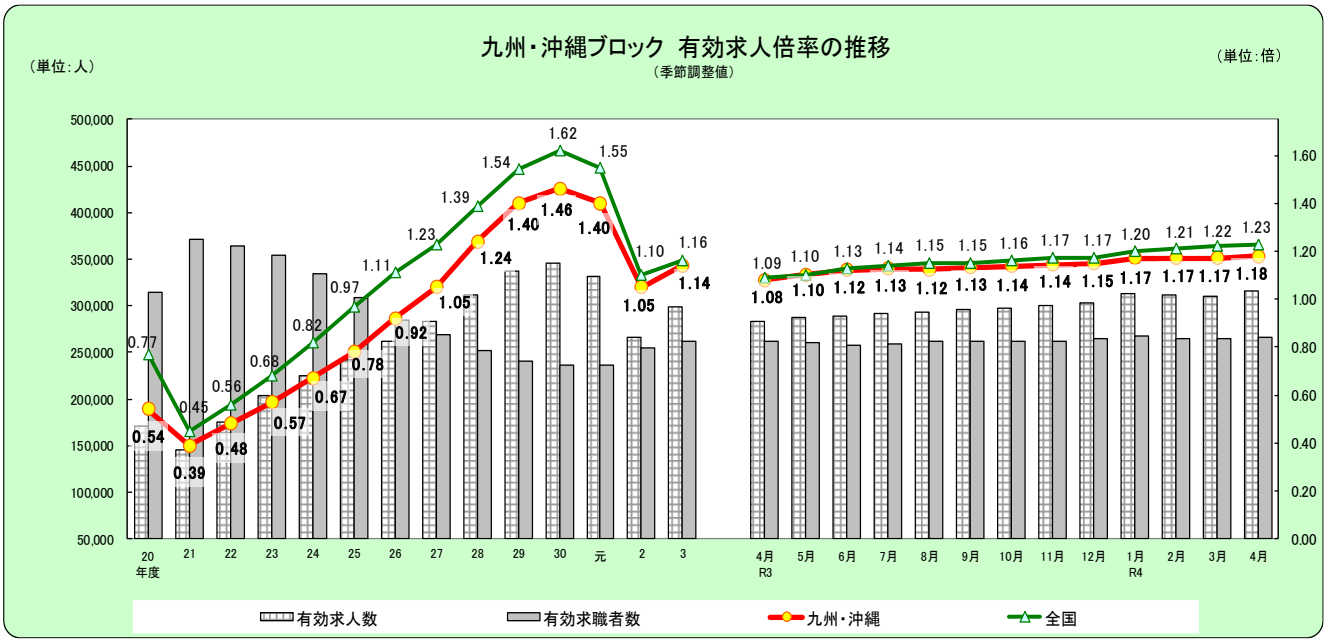

■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	1.18											
令和3年度	1.08	1.10	1.12	1.13	1.12	1.13	1.14	1.14	1.15	1.17	1.17	1.17
令和2年度	1.18	1.09	1.05	1.03	1.01	0.99	1.00	1.01	1.01	1.03	1.05	1.06
令和元年度	1.47	1.46	1.46	1.45	1.45	1.44	1.43	1.42	1.41	1.35	1.30	1.25

有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	315,755											
令和3年度	283,106	287,434	288,864	291,968	293,813	296,264	297,658	300,400	303,870	313,754	311,821	310,284
令和2年度	274,232	255,679	254,782	258,526	261,072	258,103	264,820	269,772	270,826	273,117	273,834	277,313
令和元年度	346,404	346,713	348,633	347,104	342,421	340,787	334,934	331,943	331,070	317,865	309,296	293,551

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	266,811											
令和3年度	262,241	260,900	257,885	258,887	261,383	261,778	261,890	262,411	264,426	268,274	265,444	265,429
令和2年度	232,348	234,799	242,193	251,294	258,375	259,626	263,725	266,240	267,318	264,301	261,344	260,403
令和元年度	235,913	238,276	239,054	239,463	236,223	236,508	234,715	234,413	234,220	235,277	237,837	234,831

※数値は季節調整値。令和3年12月以前の数値は、新季節調整指数により改定。

注）本公表資料における有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数及び新規求人数は、九州・沖縄地域の各労働局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。

注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

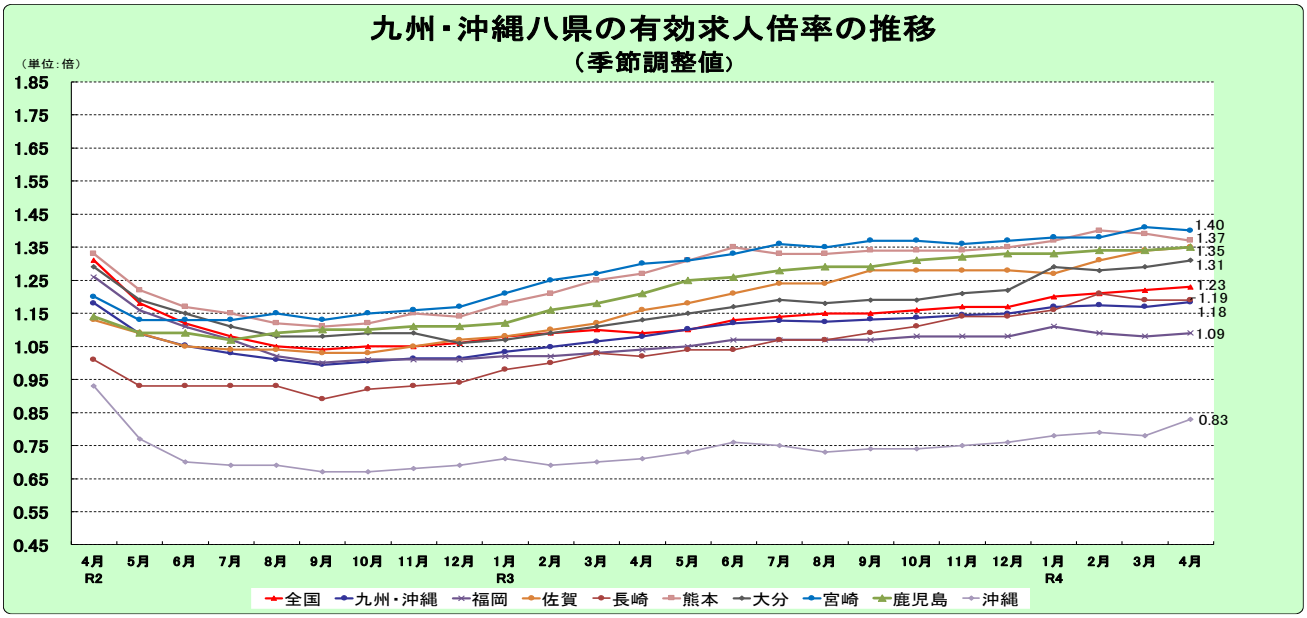

	R3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4年 1月	2月	3月	4月	前月差
全国	1.09	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	**0.01**
九州・沖縄	1.08	1.10	1.12	1.13	1.12	1.13	1.14	1.14	1.15	1.17	1.17	1.17	1.18	**0.01**
福岡	1.04	1.05	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.11	1.09	1.08	1.09	**0.01**
佐賀	1.16	1.18	1.21	1.24	1.24	1.28	1.28	1.28	1.28	1.27	1.31	1.34	1.35	**0.01**
長崎	1.02	1.04	1.04	1.07	1.07	1.09	1.11	1.14	1.14	1.16	1.21	1.19	1.19	**0.00**
熊本	1.27	1.31	1.35	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.35	1.37	1.40	1.39	1.37	**▲ 0.02**
大分	1.13	1.15	1.17	1.19	1.18	1.19	1.19	1.21	1.22	1.29	1.28	1.29	1.31	**0.02**
宮崎	1.30	1.31	1.33	1.36	1.35	1.37	1.37	1.36	1.37	1.38	1.38	1.41	1.40	**▲ 0.01**
鹿児島	1.21	1.25	1.26	1.28	1.29	1.29	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	**0.01**
沖縄	0.71	0.73	0.76	0.75	0.73	0.74	0.74	0.75	0.76	0.78	0.79	0.78	0.83	**0.05**

■産業別新規求人数の対前年同月比（九州・沖縄計）

建設業	（ 6.2 %）	製造業	（ 25.0 %）
情報通信業	（ ▲ 13.0 %）	運輸・郵便業	（ 15.3 %）
卸売・小売業	（ 4.9 %）	金融・保険業	（ 1.9 %）
不動産業	（ ▲ 7.4 %）	学術研究、専門・技術サービス業	（ 4.2 %）
宿泊業、飲食サービス業	（ 36.1 %）	生活関連サービス業、娯楽業	（ 7.5 %）
医療・福祉	（ 10.6 %）	サービス業（他に分類されないもの）	（ 4.5 %）

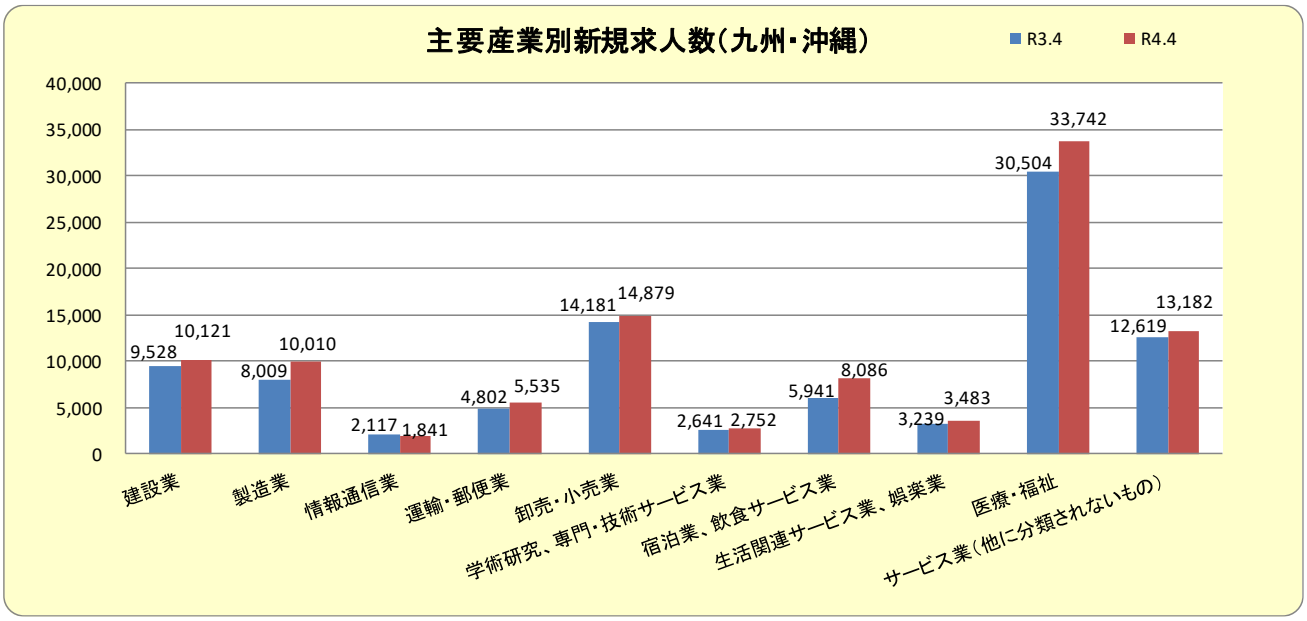

九州・沖縄八県労働市場主要指標

令和4年4月

項　　目	単位	福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県		大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県		合　計	
1 新規求職者数	人	26,035	▲ 1.5	4,734	1.8	7,261	▲ 8.3	8,036	▲ 3.3	5,872	▲ 5.0	6,168	▲ 1.1	9,252	▲ 6.9	7,718	▲ 1.5	75,076	▲ 3.1
季節調整値		19,077	0.4	3,536	5.0	5,465	1.7	5,996	2.1	4,347	▲ 3.1	4,579	2.7	7,020	1.2	5,982	▲ 10.5	56,002	▲ 0.3
2 新規求人数	人	37,456	9.9	7,316	19.0	9,502	5.2	13,172	5.5	9,246	17.3	10,079	7.6	15,632	6.4	8,891	20.6	111,294	10.1
季節調整値		38,224	3.0	7,540	12.3	9,499	3.0	13,070	1.2	9,608	8.6	10,333	▲ 1.2	15,722	1.8	9,340	0.8	113,336	3.1
3 有効求職者数	人	103,033	3.3	15,659	▲ 3.8	24,306	▲ 4.9	30,017	0.1	20,716	▲ 3.1	21,520	0.5	34,553	▲ 2.1	34,874	7.2	284,678	0.9
季節調整値		97,091	0.1	14,622	1.6	22,394	▲ 0.1	28,235	3.2	19,167	▲ 1.1	20,275	1.0	32,383	1.1	32,644	▲ 0.3	266,811	0.5
4 有効求人数	人	107,666	9.3	19,561	13.6	26,983	10.3	38,682	7.8	25,130	12.2	28,311	8.4	45,080	10.1	27,642	25.7	319,055	11.0
季節調整値		106,075	1.3	19,805	2.7	26,576	▲ 0.2	38,639	1.8	25,148	0.8	28,425	0.5	43,848	1.9	27,239	6.9	315,755	1.8
5 就職者数	人	4,746	▲ 11.8	1,235	▲ 10.2	1,968	▲ 15.8	1,851	▲ 13.4	1,761	▲ 9.6	1,711	▲ 16.7	2,893	▲ 16.6	1,926	▲ 2.1	18,091	▲ 12.5
6 紹介件数	件	16,146	▲ 19.0	3,230	▲ 8.7	5,123	▲ 19.2	4,878	▲ 15.5	4,234	▲ 15.2	4,188	▲ 13.2	6,100	▲ 21.0	4,822	▲ 20.2	48,721	▲ 17.7
7 新規求人倍率	倍	1.44	0.15	1.55	0.23	1.31	0.17	1.64	0.14	1.57	0.30	1.63	0.13	1.69	0.21	1.15	0.21	1.48	0.18
受理地別・季節調整値		2.00	0.05	2.13	0.14	1.74	0.02	2.18	▲ 0.02	2.21	0.24	2.26	▲ 0.08	2.24	0.01	1.56	0.17	2.02	0.06
8 有効求人倍率	倍	1.04	0.05	1.25	0.19	1.11	0.15	1.29	0.09	1.21	0.16	1.32	0.10	1.30	0.14	0.79	0.11	1.12	0.10
受理地別・季節調整値		1.09	0.01	1.35	0.01	1.19	0.00	1.37	▲ 0.02	1.31	0.02	1.40	▲ 0.01	1.35	0.01	0.83	0.05	1.18	0.01
9 雇用保険被保険者数	千人	1,760	▲ 0.2	238	▲ 1.2	361	▲ 0.8	492	0.0	328	▲ 1.2	297	▲ 1.0	456	▲ 0.4	440	0.0	4,372	▲ 0.4
10 雇用保険受給者実人員	人	18,052	▲ 15.3	2,681	▲ 5.2	4,687	▲ 10.2	5,720	▲ 16.3	4,054	▲ 20.2	3,891	▲ 7.9	5,628	▲ 11.3	4,806	▲ 14.8	49,519	▲ 13.9

（注）1　1～8は新規学卒除き、パートタイムを含む。

2　9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分（高年齢、特例を除き、短時間を含む）。

3　各県の左側は実数。右側は前年比（%・ポ）、ただし季節調整値は前月比（%・ポ）。

厚生労働省
福岡労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和４年５月 31 日
【照会先】
労働基準部　安全課
課　　長　奥薗　雅典
課長補佐　植村 浩一郎
電話：092(411)4865(直通)

令和４年度全国安全週間の実施について

～　安全は　急がず焦らず怠らず　～

全国安全週間は、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、初回以降一度も中断することなく続けられ、今年で 95 回目を迎えます。

期間は７月１日から７日まで、６月を準備期間とします。

管内の労働災害発生状況及び全国安全週間関係の行事は、次のとおりです。

1　福岡県における労働災害発生状況の概要（別添１参照）

令和４年４月末現在（速報値）は、死傷、死亡ともに前年同期より増加

死亡者数は７人（前年同期比４人増）

休業４日以上の死傷者数は 2,495 人（前年同期比 729 人、41.3%増）

2　福岡労働局における実施事項

(1)　各労働基準監督署管内において、全国安全週間及び準備期間の取組事項などについて、**説明会**を開催します。

※令和４年度全国安全週間実施要綱は別添２参照

(2)　福岡労働局長による建設現場パトロール

６月 20 日（月）に実施予定として準備を進めておりますが、実施する場合は改めてお知らせします。

別添1

令和４年　労働災害発生状況（４月分累計）

福　岡　労　働　局
令和４年４月30日現在

業種＼年別	令和４年		令和３年		増減数		増減率
製造業	218	(0)	236	(0)	-18	(0)	-7.6%
食料品製造業	66	(0)	87	(0)	-21	(0)	-24.1%
繊維製品製造業	4	(0)	3	(0)	1	(0)	33.3%
木材・木製品・家具・装備品製造業	10	(0)	18	(0)	-8	(0)	-44.4%
パルプ・紙加工品等製造業	5	(0)	2	(0)	3	(0)	150.0%
印刷・製本業	6	(0)	4	(0)	2	(0)	50.0%
化学工業	11	(0)	14	(0)	-3	(0)	-21.4%
窯業・土石製品製造業	13	(0)	11	(0)	2	(0)	18.2%
鉄鋼業	5	(0)	7	(0)	-2	(0)	-28.6%
非鉄金属製造業	6	(0)	4	(0)	2	(0)	50.0%
金属製品製造業	42	(0)	35	(0)	7	(0)	20.0%
一般・電気・輸送用機械器具製造業	29	(0)	33	(0)	-4	(0)	-12.1%
電気・ガス・水道業	2	(0)	4	(0)	-2	(0)	-50.0%
その他の製造業	19	(0)	14	(0)	5	(0)	35.7%
鉱業	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
建設業	146	(4)	184	(1)	-38	(3)	-20.7%
土木工事業	41	(0)	50	(0)	-9	(0)	-18.0%
建築工事業	71	(4)	98	(1)	-27	(3)	-27.6%
木造家屋等建設業	16	(1)	23	(0)	-7	(1)	-30.4%
その他の建設業	34	(0)	36	(0)	-2	(0)	-5.6%
運輸交通業	226	(0)	252	(1)	-26	(-1)	-10.3%
道路旅客運送業	27	(0)	41	(0)	-14	(0)	-34.1%
ハイヤー・タクシー業	13	(0)	23	(0)	-10	(0)	-43.5%
バス業	14	(0)	17	(0)	-3	(0)	-17.6%
道路貨物運送業	192	(0)	207	(1)	-15	(-1)	-7.2%
貨物取扱業	30	(0)	37	(0)	-7	(0)	-18.9%
陸上貨物取扱業	25	(0)	29	(0)	-4	(0)	-13.8%
港湾運送業	5	(0)	8	(0)	-3	(0)	-37.5%
農業・水産業・畜産業	15	(0)	14	(0)	1	(0)	7.1%
林業	8	(1)	9	(0)	-1	(1)	-11.1%
第三次産業	1,852	(2)	1,032	(1)	820	(1)	79.5%
商業	244	(2)	285	(0)	-41	(2)	-14.4%
卸売業	30	(0)	38	(0)	-8	(0)	-21.1%
小売業	196	(2)	224	(0)	-28	(2)	-12.5%
上記以外の商業	18	(0)	23	(0)	-5	(0)	-21.7%
保健衛生業	1,369	(0)	468	(0)	901	(0)	192.5%
医療保健業	743	(0)	275	(0)	468	(0)	170.2%
社会福祉施設	623	(0)	192	(0)	431	(0)	224.5%
接客娯楽業	77	(0)	66	(0)	11	(0)	16.7%
飲食店	54	(0)	40	(0)	14	(0)	35.0%
清掃・と畜業	76	(0)	87	(0)	-11	(0)	-12.6%
ビルメンテナンス業	45	(0)	54	(0)	-9	(0)	-16.7%
上記以外の清掃・と畜業	31	(0)	33	(0)	-2	(0)	-6.1%
その他の事業	51	(0)	73	(1)	-22	(-1)	-30.1%
警備業	14	(0)	26	(1)	-12	(-1)	-46.2%
上記以外のその他の事業	37	(0)	47	(0)	-10	(0)	-21.3%
上記以外の第三次産業	35	(0)	53	(0)	-18	(0)	-34.0%
全産業計	2,495	(7)	1,766	(3)	729	(4)	41.3%

(注) 1　破線左欄死傷者数は、労働基準監督署へ提出された休業4日以上の労働者死傷病報告の集計である。
2　破線右欄（　）は死亡者数（労働基準監督署からの災害報告の集計であり、労働者死傷病報告の集計値とは異なる。）である。
3　中分類は非表示のものがあり、大分類の内数であること。

令和４年度全国安全週間実施要綱

１　趣　旨

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和３年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人員的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和４年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

安全は　急がず焦らず怠らず

２　期　間

７月１日から７月７日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、６月１日から６月30日までを準備期間とする。

３　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

４　協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

５　協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

６　実施者

各事業場

７　主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

（１）安全広報資料等を作成し、配布する。
（２）様々な広報媒体を通じて広報する。
（３）安全パトロール等を実施する。
（４）安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等

を開催する。
（５）安全衛生に係る表彰を行う。
（６）「国民安全の日」（７月１日）の行事に協力する。
（７）事業場の実施事項について指導援助する。
（８）その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

８　協力者への依頼

主唱者は、上記７の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

９　実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

（１）安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
（２）安全パトロールによる職場の総点検の実施
（３）安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
（４）労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
（５）緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
（６）「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10　実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

（１）安全衛生活動の推進
　①　安全衛生管理体制の確立
　　ア　年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
　　イ　経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
　　ウ　安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
　　エ　労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立
　②　安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
　　ア　経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
　　イ　就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
　　ウ　災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
　　エ　労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
　③　自主的な安全衛生活動の促進
　　ア　発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
　　イ　職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
　④　リスクアセスメントの実施

ア　リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
イ　ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
⑤　その他の取組
ア　安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
イ　外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
ウ　「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策
①　小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
ア　全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
イ　経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
ウ　職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔）、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
エ　安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
②　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
ア　荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
イ　積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
ウ　歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
エ　トラックの逸走防止措置の実施
オ　トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
③　建設業における労働災害防止対策
ア　一般的事項
（ア）足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
（イ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
（ウ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
（エ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
（オ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
（カ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
イ　自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
④　製造業における労働災害防止対策
ア　機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
イ　機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
ウ　作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
エ　高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
オ　製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
⑤　林業の労働災害防止対策
ア　チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並

びに適切な作業方法の実施

イ　木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

（３）業種横断的な労働災害防止対策

①　高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア　「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ　母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ　派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

エ　派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

②　転倒災害防止対策（ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト）

ア　作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ　照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ　危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

エ　転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

オ　耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

③　交通労働災害防止対策

ア　適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ　飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ　災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ　飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④　熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）

ア　熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備

イ　計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

ウ　自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取の徹底

エ　熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握

オ　熱中症予防に関する教育の実施

カ　異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請

キ　熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

詳細内容

タイトル	人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」の創設について
日　時	
場　所	
内　容	デジタル人材育成の強化など「人への投資」を加速化するため、令和4年度から令和6年度までの間、人材開発支援助成金に新たな助成コース「人への投資促進コース」を設けました。
担 当 者	職業安定部 職業対策課 福岡助成金センター　黒木　TEL092－411－4701

タイトル	令和4年度の年度更新期間について
日　時	令和4年6月1日（水）～令和4年7月11日（月）
場　所	福岡労働局及び管内各労働基準監督署
内　容	令和4年度労働保険の年度更新期間は6月1日（水）～7月11日（月）です。 ※年度更新の申告書は、福岡労働局や管内各労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。
担 当 者	総務部　労働保険徴収課　鶴田　TEL092－434－9833

タイトル	改正育児・介護休業法等説明会/業務改善助成金説明会の御案内
日　時	
場　所	
内　容	【改正育児・介護休業法等説明会】 ●オンライン形式　6月～9月　各1回 ●対面形式　8月17日　1回（福岡合同庁舎新館3階共用大会議室） 【業務改善助成金　説明会」福岡県と共催 ●対面形式　6～9月　各2回※社会保険労務士による個別相談会あり ●オンライン形式　11月1回
担 当 者	【改正育児・介護休業法等説明会】雇用環境・均等部　指導課　副島　TEL　092-411- 【業務改善助成金説明会】雇用環境・均等部　企画課　古永　TEL　092-411-4717

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

デジタル分野などの社員教育に人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

「人への投資促進コース」の助成メニュー

IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

IT未経験者OK！

情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成。

デジタル／成長分野

高度デジタル人材 ・ 高度人材を育成したい

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成。

サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

定額制訓練【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。

自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。

教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成。

- 「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせて、助成メニューをご用意しています。
- すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- 詳しくは、ウェブサイトをご覧いただくか、お近くの労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金　検索

活用例は裏面へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
福岡労働局福岡助成金センター　TEL：092-411-4701

LL040428開企01

「人への投資促進コース」の活用例

IT分野未経験者にIT関連の訓練を行った場合

資格試験料も助成の対象です！

課 題

IT未経験の従業員にも、ITの内容を覚えてもらい、**即戦力として働いてほしい！**

事 業 主

訓 練

- 訓練コース　プログラミング（1名）
- 訓練内容
  スマート端末上の開発に必要なプログラミング言語の習得等、OJTで実際に発注を受けたシステムの構築。
  OFF-JT時間：800時間　訓練経費：**70万円**
  OJT時間　　：200時間
- ITSSレベル２に相当する資格試験の受験
  訓練経費：**５万円**

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率・額
  経費助成：60%
  賃金助成：１時間あたり760円
  OJT実施助成：200,000円
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
  経費助成：450,000円（資格試験料を含む）
  賃金助成：608,000円
  OJT実施助成：200,000円
- 成果
  IT未経験者にも、基本的な言語の習得や、実際に顧客から発注を受けたシステムの構築を、自社の従業員から丁寧にレクチャー。
  未経験者から一人前のSEに成長させることができた。
  高額で手が出せない資格も、助成金があることで、取得させることができた。

高度なデジタル分野の訓練を行った場合

他のコースより高い
助成率・助成額で支援します！

課 題

高度なデジタル分野の資格を取ってもらい、**核となる人材として働いてほしいい！**

事 業 主

訓 練

- 訓練コース
  プロジェクトマネージャ試験対策講座（1名）
- 訓練内容
  プロジェクトマネージャ試験対策のための訓練。
  訓練時間：30時間　訓練経費：**20万円**
- ITSSレベル４に相当する資格試験の受験
  訓練経費：**８万円**

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率・額
  経費助成：75%
  賃金助成：１時間あたり960円
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
  経費助成：210,000円（資格試験料を含む）
  賃金助成：28,800円
- 成果
  資格を取得して専門的な知識を身につけることで、**管理職として活躍してもらうことができた。**
  高度な資格を保持していることが会社の**アピールポイントにもなっている。**

サブスクリプション型の研修サービスで訓練を行った場合

課 題

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、**知識を深めてほしい！**

事 業 主

訓 練

- 訓練コース　営業職研修受け放題講座（40名）
- 訓練内容
  新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業職に関するeラーニング訓練。
  訓練経費　　：**42万円**
  （1名～50名まで１か月3.5万円×12月の料金）

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率・額
  経費助成：45%
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
  経費助成：189,000円
- 成果
  １つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、**企業全体の生産性向上に繋がった。**

令和
4年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

（労災保険・雇用保険）

6/1(水)～7/11(月)

●年度更新申告書は５月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ　年度更新　お知らせ　検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp

改正育児・介護休業法等 説明会のご案内

オンライン（Zoom）形式 と **対面形式**

参加費 無　料

説 明 会 の 主 な 内 容

1 改正育児・介護休業法
2 改正女性活躍推進法
3 労働施策総合推進法（パワハラ防止対策）
4 不妊治療と仕事の両立支援
5 両立支援等助成金

対面形式

場所：福岡合同庁舎新館3階共用大会議室
（福岡市博多区博多駅東2－11－1）　※JR博多駅から徒歩8分

開　催　日　時		定員	申込期限	受付サイト説明会番号
8月17日（水）	13:30～16:00	200名	8/9（火）	40-00136

オンライン（Zoom）形式　※13:00～接続開始

開　催　日　時		定員	申込期限	受付サイトの説明会番号
6月27日（月）	13:30～16:00	400名	6/22（水）	40-00134
7月27日（水）	13:30～16:00	400名	7/20（水）	40-00135
8月24日（水）	13:30～16:00	400名	8/17（水）	40-00137
9月21日（水）	13:30～16:00	400名	9/13（火）	40-00138

申込方法

対面形式、オンライン形式ともに、厚生労働省 ホームページ『労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト』からお申込み下さい。

URL: https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp

受付サイト画面の47都道府県から福岡県をクリック！
⇒説明会一覧から「改正育児介護休業法等説明会」の 申込可能 をクリック！

オンライン（Zoom）形式の注意事項

★オンライン形式にはインターネット環境が必要となります。
★説明会の視聴にあたっては、視聴に使用する端末へのZoomアプリのインストールが推奨されます。
★視聴に使用する端末、回線について、セキュリティ対策が講じられたものをご使用いただきますようご協力をお願いします。
★接続方法等につきましては、開催日までに申し込み時に入力されたメールアドレスあてに送付いたします。
★1事業場につき、1接続（1端末）でのご参加をお願いします。（複数端末での接続を希望される場合は別途ご相談ください。）

お問い合せ先
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
福岡労働局雇用環境・均等部指導課
TEL　092－411－4894

福岡県 Fukuoka Prefecture

厚生労働省 福岡労働局

設備投資をお考えなら　是非！

業務改善助成金　説明会

ご参加ください！！

福岡県と福岡労働局は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金説明会を開催します。

参加無料

対象
県内企業・事業所
(中小企業事業者対象)

各回定員　２０名
※個別相談会は先着６名

要申込

テーマ	開催日	内容	場所
業務改善助成金を活用しよう！	6月　1日（水）	14：00～15：00 業務改善助成金の説明 15：05～16：05 社会保険労務士による個別相談会 （希望する方のみ） 【対象事業場】 以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が３０円以内 ・事業場規模１００人以下	小倉総合庁舎
	6月17日（金）		久留米総合庁舎
	7月15日（金）		飯塚総合庁舎
	7月27日（水）		福岡西総合庁舎
	8月10日（水）		小倉総合庁舎
	8月25日（木）		久留米総合庁舎
	9月　2日（金）		福岡西総合庁舎
	9月　8日（木）		飯塚総合庁舎

※会場の詳細は県ホームページでご確認ください。
※上記説明会のほか、県では社会保険労務士による個別相談会を実施しています。詳細は労働政策課までお問い合わせください。

お申込み方法　※要事前申込（申込は各日程の平日３日前まで）

①福岡県ホームページでのお申込み
URL:https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/koyoukankeizyoseikin.html

福岡県　雇用関係助成金　説明会

②電話での申し込み
福岡県福祉労働部労働局労働政策課　TEL：092-643-3587

お問合せ先

〇説明会に関すること
福岡県福祉労働部労働局労働政策課　　TEL：092-643-3587　FAX：092-643-3588

〇雇用関係助成金の制度、支給要件等に関すること
福岡労働局雇用環境・均等部企画課（業務改善助成金）
TEL：092-411-4717　FAX：092-411-4895

労働局長定例記者会見
配　布　資　料

厚生労働省
福岡労働局

新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援の取組（令和４年５月時点）

令 和 ４ 年 ５ 月 ３１ 日
厚生労働省福岡労働局

雇用確保の支援策①　雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小 ・労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った	事業主の申請に基づき、雇用調整助成金により、休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成

●事業主の皆さまに、雇用調整助成金を活用し雇用維持に努めて頂けるよう、令和4年6月30日まで特例措置を実施しています

支給対象となる事業主

○以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています
1．新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2．最近１か月間の売上高または生産量などが**前年同月比５%以上減少**している（※）
（※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります）
3．労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象です
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります（雇用調整助成金と同様に申請できます）

助成額と助成率

○ 助成額 (平均賃金額(※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率(1人1日あたりの上限額は下表参照)
○ 助成率・助成上限額　※平均賃金額の算定について、小規模の事業所(概ね20人以下)は簡略化する特例措置を実施

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3月～6月
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
中小企業	業況特例(※1)【全国】 地域特例(※2)福岡県対象	4/5(10/10) 15,000円	4/5(**10/10**) **15,000円**	
大企業	原則的な措置【全国】	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
大企業	業況特例(※1)【全国】 地域特例(※2)福岡県対象	4/5(10/10) 15,000円	4/5(**10/10**) **15,000円**	

(注)括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している全国の事業主
（判定基礎期間の初日が令和４年1月以降の場合は3年前同期との比較も可）
※2 以下を満たす飲食店や催物(イベント等)を開催する事業主等
(1)緊急事態措置の対象区域又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
(2)緊急事態措置を実施すべき期間又はまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
(3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
(4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する
※福岡県のまん延防止等重点措置に係る地域特例対象期間：令和4年1月27日から令和4年4月30日

雇用確保の支援策②
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった	労働者の申請に基づき、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給

対象者	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、 (1)令和3年10月1日から令和4年6月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者 (2)令和3年10月1日から令和4年6月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等(※1)のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者 (※1)労働契約上、労働日が明確でない労働者（シフト制、日々雇用、登録型派遣） ※雇用保険被保険者でない方も対象
支援金額の算定方法	休業前の１日当たりの平均賃金×80%×(各月の休業期間の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数) １日当たりの支給額(※2) 8,265円が上限(令和3年10月から12月分までは9,900円が上限) (※2) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年10月1日～令和4年4月30日の期間において11,000円 （福岡県の特例対象期間）：令和4年1月1日から令和4年4月30日 上限11,000円
手続内容その他	①申請方法：郵送又はオンライン申請 （労働者本人が直接申請するほか、事業主経由での申請も可能） ②必要書類：支給申請書、支給要件確認書、本人確認書類、振込先口座確認書類、休業前及び休業中の賃金額を確認できる書類、（大企業の方のみ）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書及びその内容が確認できる書類 ③お問い合わせ先 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話 0120-221-276（月～金 8:30~20:00 / 土日祝 8:30~17:15）

雇用確保の支援策③
産業雇用安定助成金

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策
・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、**在籍型出向**により労働者の雇用を維持する場合	**出向元**事業主の共同申請（出向先分も共に行う）に基づき、**出向運営経費**（賃金、教育訓練等に係る経費等）、**出向初期経費**（就業規則等の整備費用、備品等の初期経費等）の一部を助成

支給対象となる「出向」

① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業を一時的に縮小し、労働者の雇用維持を目的に出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主**（出向元事業主）**
② 当該労働者を受け入れる事業主**（出向先事業主）**
※**出向の要件**
・**出向期間終了後**は**元の事業所に戻って**働くこと
・**出向元と出向先**が、資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められること**(※)
（※）**令和３年8月1日から、独立性が認められない事業主間**で実施される**出向**についても、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向については**助成対象**
・出向を受け入れるために、**出向先で別の人を離職させていない**こと

助成内容

○**出向運営経費**
出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

	中小企業(※1)	中小企業以外(※1)
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円/日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○**出向初期経費**
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成 （※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※3)	各5万円/1人当たり(定額)	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産量指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行う

働く人への主な支援策①

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響等で離職、休業、シフトが減少した。今後のステップアップのため、職業訓練を受講したい	各ハローワークに、新型コロナウイルス感染症の影響等で離職した方等を対象に、職業訓練の情報提供や受講あっせん等をワンストップで実施する「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置 **●「公共職業訓練」（離職者訓練）** 雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます **●「求職者支援訓練」** 雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます **●「求職者支援制度」への特例措置の導入**（**令和５年3月末まで**） ・職業訓練受講給付金の世帯収入要件の特例措置 世帯全体の収入が２５万円以下→４０万円以下 ・職業訓練受講給付金の出席要件の緩和 全ての訓練に出席→訓練の８割以上に出席 ・働きながら社内での正社員転換等やスキルアップを目指す方も対象 雇用保険被保険者の方は対象となりません ※訓練の受講には各種条件があります。詳しくはお問合せください。	**●公共職業訓練** **●求職者支援訓練** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **ハローワーク**
・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業などに関して相談したい ＊企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	特別労働相談窓口における専門スタッフによるきめ細かな相談対応 ・賃金等労働条件に関する相談、退職、解雇・雇止め、労働条件引き下げに関する相談等	**新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4764** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

働く人への主な支援策②

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・委託を受けて個人で仕事をする方で ・新型コロナウイルス感染症に対する対応で臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行う必要がある ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども等小学校等を休む必要がある子どもの世話を行う必要がある	《支援の内容》 令和4年1月1日から令和4年6月30日までの間において １日当たり以下の金額を定額支給 仕事ができなかった日 ／ 金額（１日当たり定額） ／ 申請期限 令和4年1月1日～令和4年2月28日 ／ 5,500円 ／ 令和4年5月31日(火)必着 令和4年3月1日～令和4年3月31日 ／ 4,500円 ／ 令和4年5月31日（火）必着 令和4年4月1日～令和4年6月30日 ／ 4,500円 ／ 令和4年8月31日（水）必着 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方は 7,500円(定額)	**小学校休業等対応支援金** **（委託を受けて個人で仕事をする方向け）** **【問合せ先】** **雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター** **TEL:0120-603-999** **午前9時00分～午後9時00分（土、日、祝日を含む）** **【申請書の提出先】** **※受付：郵送のみ** **学校等休業助成金・支援金受付センター** 〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター
・新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話を行うため、仕事を休まなければならない。企業に助成金を利用してもらいたい	小学校休業等対応助成金『個人申請分』等の運用 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」では「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の**働きかけ**等を行っています 労働局からの小学校休業等対応助成金の活用の働きかけに**事業主が応じない場合**は新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより**労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請**することが可能です	**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4764** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

働く人への主な支援策③

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、妊娠中の女性労働者が職場で働くことに不安を感じている ＊企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します	妊娠中の女性労働者が、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受けた場合は、事業主は指導に基づいて必要な措置を講じなければならない ※本措置の対象期間 令和2年5月7日～令和5年3月31日まで NEW	**母性健康管理措置** **【問合せ先】** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　指導課** **TEL:092-411-4894** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

労災保険給付

職場で新型コロナウイルスに感染した場合は	制度・窓口など
業務によって新型コロナウイルスに感染した場合は、**労災保険給付**の対象となります **【対象となるのは】** ・感染経路が業務によることが明らかな場合 ・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合 （※）例1　複数の感染者が確認された労働環境下での業務 （※）例2　顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務 ・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象 ・症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象 詳しくは厚生労働省HPのQ＆A （項目「５労災補償」）をご覧ください▶	**労災保険給付** **・療養補償給付** **・休業補償給付** **・遺族補償給付** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **労働基準監督署**

企業への主な支援策①（助成金）

詳しくは 福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、休暇を取得させた	令和2年5月7日から令和5年３月31日までの間に ①～③全ての条件を満たした事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、有給の休暇制度（賃金相当額の6割以上支給）を整備 ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知 ③当該休暇を合計して20日以上取得させた ●対象労働者１人当たり：28.5万円※１事業所当たり5人まで ※上記に加えて、上記休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金**「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」**（15万円（1事業場につき1回限り））も設けています	**両立支援等助成金** **（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部 企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・中小企業事業主が新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者に、法定の介護休業等とは別の介護のための有給休暇制度を設け、休暇を取得させた	次の①②の条件を満たす事業主 ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知 ②新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得 【助成額】　●対象労働者１人当たり 有給休暇 合計5日以上10日未満：20万円 合計10日以上：35万円 ※１中小事業主当たり1年度5人まで	**両立支援等助成金** **（介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **雇用環境・均等部 企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

企業への主な支援策②（助成金）

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた ・新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業等した小学校等に通う子ども ・新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども	**事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします** 《助成内容》 令和4年1月1日から令和4年6月30日までの間において 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については 15,000円(上限) ・支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省HPにて確認ください ・申請書は厚生労働省HPから印刷してください 新型コロナ　休暇支援 検索	**小学校休業等対応助成金** **【問合せ先】** **雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター** **TEL:0120-603-999** **午前9時00分～午後9時00分（土、日、祝日を含む）** **【申請書の提出先】** **本社所在地を管轄する都道府県労働局** **雇用環境・均等部（室）**

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和4年1月1日～令和4年2月28日	11,000円	令和4年5月31日(火)必着
令和4年3月1日～令和4年3月31日	9,000円	令和4年5月31日（火）必着
令和4年4月1日～令和4年6月30日	9,000円	令和4年8月31日（水）必着

企業への主な支援策③（助成金）

詳しくは
福岡労働局 検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に試行的に雇用	●以下の２つの要件を満たす方を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主 ①紹介日において、離職している ②紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している 事前にトライアル雇用求人をハローワーク等に提出し、これらの紹介により、対象者を原則３か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます	**トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）** **【問合せ先】** **都道府県労働局** **ハローワーク**
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します ●支給対象事業主（次の①～⑤をすべて満たす事業主） ①雇用保険の適用事業主 ②中小企業事業主（中小企業基本法、業種・労働者数・資本金で判断） ③テレワークを新規に導入・実施する事業主のほか、試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主 ④就業規則又は労働協約にテレワークに関する事項が未整備であること ⑤過去に国又は地方公共団体等からテレワークの導入に関する助成金の支給を受けた事業主でないこと ※助成金の詳細についてはお問合せください	**人材確保等支援助成金（テレワークコース）** **福岡労働局** **雇用環境・均等部　企画課** **TEL:092-411-4717** **午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）**

	新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース
支給額（月額）	最大4万円（最長3か月）	最大2.5万円（最長3か月）
本人の希望	常用雇用（所定労働時間:週30時間以上）	短時間労働（所定労働時間:週20時間以上30時間未満）

企業への主な支援策④（その他）

詳しくは
福岡労働局　検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新たにテレワークの実施を検討している	●テレワーク相談センター テレワークに関する様々なご相談について、無料で対応しています ●「テレワーク総合ポータルサイト」の開設 テレワークに関連する情報を一元化して、テレワーク導入を検討する企業に、さまざまな情報を提供するため、「テレワーク総合ポータルサイト」を開設しています	**テレワーク相談センター** **TEL:0120-861009** **午前9時00分～午後5時00分** **（土、日、祝日を除く）** **テレワーク総合ポータルサイト**
・新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料を納付することが困難となった場合	事業に係る収入に相当の減少があった場合に、一定の要件に該当するときは、申請により労働保険料等の納付の猶予を受けることができます すでに特例猶予の許可を受けている場合で、猶予期間内での納付が困難な場合は、猶予期間の延長が認められる場合もあります（詳しくは相談を） ※延滞金が免除　※財産の差押えや換価が猶予	**労働保険料の納付の猶予制度** **【問合せ先】** **福岡労働局** **労働保険徴収課** **TEL:092-434-9832** **労働基準監督署** **午前8時30分～午後5時15分** **（土、日、祝日、年末年始を除く）**
・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止したい	「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を促進 ※基本的な対策の実施状況を点検可能	**「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」** **厚生労働省、福岡労働局のHPからダウンロード**

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

相談内容	相談窓口	住所	電話番号
○労働条件に関する相談 （解雇・雇止め、内定取消、休業、休業手当、特別休暇等）	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課 総合労働相談コーナー	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764（直通）
	福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー	福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署４階	092(761)5600（直通）
○雇用調整助成金に関する相談	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィンクスセンタービル２階	092(402)0537（直通）
	福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎１階	093(616)0860（直通）
	【相談・申請受付】　ハローワーク飯塚・大牟田・久留米・小倉 【相談】　ハローワーク福岡中央・直方・田川・行橋・福岡東・八女・朝倉・福岡南・福岡西		
○求人・雇用保険等に関する相談	福岡中央公共職業安定所 特別労働相談窓口	福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所３階	092(712)8609（代表）
○新卒者内定取消等に関する相談	福岡新卒応援ハローワーク 特別相談窓口	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル１２階	092(714)1556（直通）
	北九州新卒応援ハローワーク（小倉） 特別相談窓口	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル２F	093(512)0304（直通）
	北九州新卒応援ハローワーク（八幡） 特別相談窓口	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡公共職業安定所内	093(622)6690（直通）
○派遣労働者に関する相談	福岡労働局職業安定部 需給調整事業課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館１階	092(434)9711（直通）
○母性健康管理措置等に関する相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館４階	092(411)4894（直通）
○職場における感染拡大防止に関する相談	福岡労働局労働基準部 健康課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館４階	092(411)4798（直通）
○小学校休業等対応助成金に関する相談	福岡労働局雇用環境・均等部 指導課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092(411)4764（直通）